

砂防条例に係る開始届・完了届の提出について

1 着手届

(1) 提出時期

- ・工事を開始した日の翌日から起算してから **10日以内**に届け出てください。(郵送可)

(2) 記入上の注意

- ・届出者は、許可書記載の名義を記入してください。
- ・「開始した年月日」は、実際に工事を開始した日を記入してください。
- ・「行為の期間」は、許可書記載の「行為期間」を記入してください。
(実際の工期ではありません。)

2 完了届

(1) 提出時期

- ・工事を完了した日の翌日から起算してから **10日以内**に届け出てください。

(2) 記入上の注意

- ・届出者は、許可書記載の名義を記入してください。
- ・「完了した年月日」は、実際に工事が完了した日を記入してください。
- ・「行為の期間」は、許可書記載の「行為期間」を記入してください。
(実際の工期ではありません。)

(3) 添付書類

- ・完了届には、許可を受けた工事の施工内容が確認できるよう、**施工前、施工中、施工後の写真(撮影年月日明示)**を添付してください。
※工事写真は、施工前、施工中、施工後を同一箇所、角度から撮影すること。
- ・掘削、盛土、切土等の土地の形状変更をする場合は、**スケール等を当てて、幅、深さ、高さ等が分かるように撮影してください。**
※添付する写真は、スケールの数字や黒板の文字がはっきりと見えるようにすること。
不明瞭な写真では、完了届を受理できない場合があります。
- ・**行為地が砂防設備に近接している場合には、申請された建築物、工作物等の位置関係がわかるように、スケールを当てた写真を添付してください。**

注) 以下の場合、事前に変更申請が必要となります。

○ 変更許可申請書

- ・**工事が作業期間内に完了する見込みがない場合(工期変更申請)**
遅くとも許可期間満了の30日前までに提出してください。
- ・**申請内容と異なる工事を行うこととなる場合(工事内容の変更申請)**

○ 地位譲渡許可申請書

- ・許可受者が売買等で変わった場合